

米子市居場所づくり事業者公募に関する質問に対する回答

番号	質問事項	回答
1	活動時間としては、16時～22時までの6時間など、時間を夜型にして週30時間にしてもよいか。協議によっては、1日5時間程度や土日の活用などで調整も可能か。	事業実施時間について、原則平日の9時から17時までの間で週30時間の開所を想定しています。
2	居場所づくり事業に資する場所は原則専有とあるが、賃貸先の使用を時間により、「通いの場」に仕様を変更して扱うことは問題ないか。	居場所づくり事業に資する場所について、居場所づくり事業の事業実施時間中以外の時間については、他の用途に使用しても差し支えありません。
3	相談支援員の配置について、必要な資格などは存在するののか。	相談支援員には、資格要件は設けていません。
4	相談支援員の配置について、代表者を専属として1名分にカウントすることは可能か。	代表者が相談支援員を兼ねて事業実施場所に常駐するのであれば、職員としてカウントすることは可能です。
5	日々支援メニューの作成が必要であり、詳細にプログラム化する必要があるか。	支援メニューの提供頻度には特に定めはなく、詳細なプログラム化等についても事業者の任意で設定いただいて構いませんが、支援メニューの提供内容も含めた実施計画について総合的に選考していくことにご留意ください。
6	リモートでの対応なども支援には含まれるののか。	リモートでの対応も支援に含めていただいて差し支えありません。